

## 指定管理者候補者の選定について [静岡県舞台芸術公園]

静岡県文化局文化政策課

### 1 静岡県舞台芸術公園と指定管理者制度

県は、世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与することを目的に「静岡県舞台芸術公園」を設置するとともに、その設置目的を達成するため、舞台芸術の振興を図る中核的な組織として設立した公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）に専用使用させています。

また、平成18年度からは公園の効果的かつ効率的な管理運営を図るために指定管理者制度を導入し、同制度導入以前から当該公園の管理業務を受託してきた公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）が、指定管理者として指定管理業務を行っています。（第1期：平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、第2期：平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、第3期：平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、第4期：平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間）

指定管理期間が今年度末で終了することに伴い、次期指定管理者の選定作業を進めてきました。

### 2 静岡県舞台芸術公園の概要

名 称	静岡県舞台芸術公園		
設 置 目 的	世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与することを目的とする。		
供 用 開 始	平成9年4月1日		
所 在 地	静岡市駿河区平沢100番1		
敷 地 面 積	216,658㎡		
主要施設概要	区 分	概 要	延床面積
	野外劇場	400人収容	1,837.45 ㎡
	アトリエ棟	屋内ホール	859.12 ㎡
	稽古場A棟	稽古場2面	1,189.88 ㎡
	稽古場B棟	稽古場1面	168.00 ㎡
	本部棟	事務室等	515.61 ㎡
	研修交流宿泊棟 A～F棟（6棟）	研修生・講師等宿泊施設 （宿泊棟46室）	1,771.57 ㎡
	倉庫		162.37㎡
	資材倉庫		104.34㎡
	計		6,341.63 ㎡
現在の 指定管理者	公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）		
令和3年度 指定管理委託料	55,510千円		

### 3 指定管理者の募集

募 集 方 法	公募しない	
	<p>(公募しない理由)</p> <p>舞台芸術公園は、条例によりSPACの専用使用を定め、世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、本県の舞台芸術の振興、県民文化の向上への寄与を目的としており、SPACが維持管理することにより、創造活動の場として活用されている。</p> <p>令和3年度には、「演劇の都」構想を策定し、舞台芸術公園を「演劇の都」の拠点とするため、SPACを活用した公園の利活用を進めて行く方針を決定した。舞台芸術公園の指定管理者は、県と一体となり、舞台芸術を活性化し、「演劇の都」構想を推進できる能力を有する必要があるとあり、その能力を有する団体は、SPAC以外にはいないため、公募によらず、現在の指定管理者である公益財団法人静岡県舞台芸術センターから単独で申請を受けることとした。</p>	
申 請 期 間	<p>(申請要項送付) 令和3年9月24日</p> <p>(申請期限) 令和3年9月30日</p>	
申 請 内 容	事業計画書等の提出	「静岡県舞台芸術公園指定管理者申請要項」に基づき、事業計画書等要項に定める書類を提出する。
	指定の基準	<p>知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に当該公園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p> <p>(3) 施設等を円滑に使用することができるようにするため、迅速かつ確実にその業務を行う能力を有しているものであること。</p>
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該公園の維持管理に関する業務</li> <li>・その他公園の管理に関して知事が必要と認める業務</li> </ul>
	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
	県が支払う委託料	<p>次の額を指定期間中の各年度（4月から翌年3月）の上限として協定書に定め、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算の範囲内で支払う。</p> <p>上限額（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む）</p> <p>令和4, 5, 7, 8年度 55,200千円</p> <p>令和6年度 55,600千円</p>

### 4 選定方法

指定管理者選定委員会の設置	学識経験者、本県企業経営者、本県施設利用者の外部委員からなる「静岡県コンベンションアーツセンター及び静岡県舞台芸術公園指定管理者選定委員会」を設置し、指定管理者候補者としての適格性を審査する。	
委 員	<p>〈委員長〉 永井 聡子 （静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授）</p> <p>〈委 員〉 木ノ下 智恵子 （大阪大学共創機構 産学官連携オフィス 准教授）</p> <p>小島 孝仁 （株式会社CSA不動産 代表取締役社長）</p> <p>間宮 純也 （有限会社春華堂 常務取締役）</p> <p>鈴木 恒裕 （静岡県中学校文化連盟 会長 （静岡市立高松中学校 校長）</p>	

審査項目 及び配点	区 分	審 査 項 目	配点
	(1) 本事業の実施に 対する基本的な 考え方		収支計画の適正さ
		事業の継続性・安定性	10
		効率的な管理・「演劇の都」の拠点としての効果的な運営	10
		公園の特性や課題の把握	5
		「演劇の都」構想の理解、県との協調連携	10
(2) 本事業の実施体制 についての考 え方		事業実施体制の内容	10
		施設設備の特殊性の理解と技術力	5
		維持管理計画	10
(3) その他必要な事 項についての考 え方		施設の破損や災害等への対応	10
		職員・常駐業者の能力育成	5
		施設等の使用団体との調整	10
		地域との連携、「演劇の都」の拠点としての考え方	10
	計		100

## 5 指定管理者候補者の選定

### (1) 指定管理者候補者

指定管理者 候補者	公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）										
団体の概要	演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等を行うことにより、静岡県の芸術文化の振興を図り、香り高い文化の創造に寄与することを目的に、平成7年に設立。主な事業は、①舞台芸術作品の創造と上演、②世界の優れた舞台芸術家の招聘や舞台芸術作品の上演、及び国際的な舞台芸術祭等の開催、③芸術を担う人材の育成と教育、④地域の舞台芸術活動への支援等										
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術環境の維持・保全と経済的効率性の実現を基本理念とし、芸術活動と一体的な業務であるとの認識に立って公園管理に取り組む。</li> <li>・公園開設以来、管理してきたため、公園内施設や設備構造に熟知しており、問題個所の迅速な原因究明や対応が可能である。</li> <li>・舞台芸術の専門集団である芸術局と事務局が役割分担をしながら、全職員が公園管理を行うとともに、警備、清掃等再委託業者との連絡を緊密にし、施設の問題点の早期発見と迅速な対応に努める。</li> <li>・警備、清掃に係る再委託業務には、複数年契約の導入等により経費の削減を図る。</li> <li>・災害等緊急時においては、消防計画に基づき組織した自衛消防隊の役割分担により、被害の極限防止に努める。また、実働の避難訓練や地域等と連携した訓練、講習会等に取り組む。</li> <li>・公園施設を活用した「演劇アカデミー」事業をはじめとした人材育成、県の実施または要請する公園利活用事業への積極的な参画、民間事業者など他団体と連携した地域イベントへの協力等を行い、より多くの人々に公園を訪れてもらい、SPACの活動を知ってもらうことによって、「演劇の都」の拠点として県民に有用な公園となることに繋げる。</li> </ul> <p>・指定管理委託料の提示額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>55,200千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>55,200千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>55,600千円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>55,200千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>55,200千円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年度	55,200千円	令和5年度	55,200千円	令和6年度	55,600千円	令和7年度	55,200千円	令和8年度	55,200千円
令和4年度	55,200千円										
令和5年度	55,200千円										
令和6年度	55,600千円										
令和7年度	55,200千円										
令和8年度	55,200千円										

(2) 選定経過

申請者	(公財) 静岡県舞台芸術センター (SPAC)																																															
選定経過	令和3年10月18日に指定管理者選定委員会を開催した。委員会において、公益財団法人静岡県舞台芸術センター (SPAC) に対し申請書の説明を求め、質疑応答を経て、審査項目により委員による審査を行った結果、SPACを静岡県舞台芸術公園の指定管理者候補者とする事について、適当であると認められた。																																															
審査結果	<table border="1" data-bbox="486 439 1401 1137"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 本事業の実施に対する基本的な考え方</td> <td>収支計画の適正さ</td> <td>5</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>事業の継続性・安定性</td> <td>10</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>効率的な管理・「演劇の都」の拠点としての効果的な運営</td> <td>10</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>公園の特性や課題の把握</td> <td>5</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>「演劇の都」構想の理解、県との協調連携</td> <td>10</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2) 本事業の実施体制についての考え方</td> <td>事業実施体制の内容</td> <td>10</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>施設設備の特殊性の理解と技術力</td> <td>5</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>維持管理計画</td> <td>10</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) その他必要な事項についての考え方</td> <td>施設の破損や災害等への対応</td> <td>10</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>職員・常駐業者の能力育成</td> <td>5</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>施設等の使用団体との調整</td> <td>10</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>地域との連携、「演劇の都」の拠点としての考え方</td> <td>10</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>100</td> <td>74.8</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 1144 1182 1178">※得点は、選定委員会各委員による採点の平均点である。</p>	区分	審査項目	配点	得点	(1) 本事業の実施に対する基本的な考え方	収支計画の適正さ	5	3.8	事業の継続性・安定性	10	7.2	効率的な管理・「演劇の都」の拠点としての効果的な運営	10	7.6	公園の特性や課題の把握	5	3.4	「演劇の都」構想の理解、県との協調連携	10	7.8	(2) 本事業の実施体制についての考え方	事業実施体制の内容	10	7.2	施設設備の特殊性の理解と技術力	5	4.8	維持管理計画	10	7.4	(3) その他必要な事項についての考え方	施設の破損や災害等への対応	10	7.8	職員・常駐業者の能力育成	5	3.6	施設等の使用団体との調整	10	7.2	地域との連携、「演劇の都」の拠点としての考え方	10	7	計		100	74.8
区分	審査項目	配点	得点																																													
(1) 本事業の実施に対する基本的な考え方	収支計画の適正さ	5	3.8																																													
	事業の継続性・安定性	10	7.2																																													
	効率的な管理・「演劇の都」の拠点としての効果的な運営	10	7.6																																													
	公園の特性や課題の把握	5	3.4																																													
	「演劇の都」構想の理解、県との協調連携	10	7.8																																													
(2) 本事業の実施体制についての考え方	事業実施体制の内容	10	7.2																																													
	施設設備の特殊性の理解と技術力	5	4.8																																													
	維持管理計画	10	7.4																																													
(3) その他必要な事項についての考え方	施設の破損や災害等への対応	10	7.8																																													
	職員・常駐業者の能力育成	5	3.6																																													
	施設等の使用団体との調整	10	7.2																																													
	地域との連携、「演劇の都」の拠点としての考え方	10	7																																													
計		100	74.8																																													
講評等	<p data-bbox="440 1272 555 1305">全般事項</p> <ul data-bbox="440 1310 1445 1487" style="list-style-type: none"> <li>・条例上、創作の場として設置されており、指定管理料には人件費がほぼ無く、専用使用する法人が管理運営しているという実情を鑑みた場合、極めてしっかりと目的を達成している。</li> <li>・公園自体は県民が誇れるものだが、それ自体を県民が知らないことが勿体ない。「演劇の都」構想が県民に必要なことへの周知を期待する。</li> </ul> <p data-bbox="440 1507 1098 1541">審査区分1 (本事業の実施に対する基本的な考え方)</p> <ul data-bbox="440 1545 1445 1646" style="list-style-type: none"> <li>・公園を拠点として県民に何ができるのかということのを再考して欲しい。</li> <li>・社会のニーズが変わってきている中で、公立文化施設がどのような専門性を持つべきかという点で、県民との連携が必要。</li> </ul> <p data-bbox="440 1668 1070 1702">審査区分2 (本事業の実施体制についての考え方)</p> <ul data-bbox="440 1706 1445 1807" style="list-style-type: none"> <li>・リベラルアーツ的な考え方があるから初めてそこから成長が生み出される。他業種、異文化と一緒に企画する、運営するということに既に来ているのではないか。</li> </ul> <p data-bbox="440 1830 1070 1863">審査区分3 (その他必要な事項についての考え方)</p> <ul data-bbox="440 1868 1445 1948" style="list-style-type: none"> <li>・専門人材の育成と地域との連携についての具体的な計画が示され、劇場を拠点に実現されていくことを願う。</li> </ul>																																															